

利府町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務仕様書

- 1 委託業務番号** 令和4年度 利生環委第7号
- 2 委託業務の名称** 利府町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務
- 3 業務履行期間** 契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで
- 4 委託業務の対象区域** 利府町全域
- 5 委託業務の目的**

本業務では、長期目標としての2050年カーボンニュートラルを見据え、地域における再生可能エネルギーのポテンシャル及び将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標を設定し、その目標を実現するための具体的施策等を検討し、本町の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定することで、再生可能エネルギーの利用拡大し、二酸化炭素排出量の削減に取り組むことを目的とする。

6 委託業務の内容

[令和4年度業務]

(1) 計画・準備

本業務を円滑に進めるため、受託者は契約締結後速やかに発注者と十分な打ち合わせを行い、業務実施に必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成し提出すること。

(2) 基礎情報の収集及び現状分析

地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内再生可能エネルギーの導入状況及び温室効果ガス削減に資する取組状況に関する基礎情報を収集し現状分析に関する支援を行う。

企画提案者は、収集する基礎情報及び現状分析の手法について提案すること。なお、収集する基礎情報には下記項目を含むこと。

- ア 地域特性
- イ 再生可能エネルギーの導入状況
- ウ 温室効果ガス削減に資する取組状況

(3) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

6(2)で整理した本町の地域特性等を踏まえ、温室効果ガス排出量の現況推計を行うとともに、今後追加的な対策を見込まないまま推移する Business as usual シナリオ（以下「BAU シナリオ」という。）及び脱炭素シナリオにおける将来推計を行う。

企画提案者は、BAU シナリオ及び脱炭素シナリオのそれぞれについて、どのように推計を行うかを提案すること。

(4) 本町の特徴を活かした将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

2050年までの脱炭素社会を見据えた将来ビジョンと脱炭素シナリオの作成に関する支援を行う。

本町における利府町総合計画や利府町都市計画等の様々な分野における行政計画を参考にしつつ、将来ビジョン・脱炭素シナリオを検討する。検討する将来ビジョン・脱炭素シナリオは、本町の社会インフラや地域の経済的・社会的課題を統合的に解決するものとする。

企画提案者は、本町の特徴を活かした町域の将来ビジョン・脱炭素シナリオをどのように検討するかを提案すること。あわせて、本町の脱炭素化を促進するにあたり、促進区域の設定や、地域の環境保全のための取組、地域の経済や社会の持続的発展に資する取組等についても提案すること。

(5) 打合せ・協議及び報告書の作成

打合せ・協議は随時とし、納品時の他、必要に応じて適宜実施する。打合せ・協議の内容は、

打合せ記録簿として受託者がとりまとめ、本町及び受託者が確認のうえ双方が保管するものとする。また、調査結果を報告書として取りまとめる。

(6) 策定懇話会の開催支援

策定にあたり、地域の関係者等と合意形成を行うため、専門的知見を有する者を交えた会議の開催を行う。会議は3回を想定し、受託者は以下の業務を行う。

- ア 会議に必要な各種データの整理、資料作成
- イ 会議の運営支援など庶務事務、議事要旨の作成
(委員との連絡調整、会議出席者への謝礼支払など)
- ウ 会議開催に伴う諸経費(資料印刷費等)は全て委託費に含める。

[令和5年度業務]

(7) 本町の特徴を活かした再生可能エネルギー導入目標の作成

作成した将来ビジョン・脱炭素シナリオを踏まえ、2050年及び2030年時点の再生可能エネルギーの導入目標(以下「再エネ目標」という。)の作成に関する支援を行う。

企画提案者は、町の特徴を踏まえて、再エネ目標をどのように作成するかを提案すること。なお、再エネ目標は、6(2)で整理した再生可能エネルギー導入状況とあわせて、以下の項目についても整理した上で検討すること。

- ア 再生可能エネルギー賦存量
- イ 再生可能エネルギー推定利用可能量

(8) 政策及び施策に関する検討

6(4)、(7)の実現にあたり必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定等を行う。

企画提案者は、上記検討結果を踏まえて、脱炭素シナリオや再エネ目標を実現するために必要な政策及び施策をどのように検討するかを提案すること。

(9) 打合せ・協議及び報告書の作成

打合せ・協議は随時とし、納品時の他、必要に応じて適宜実施する。打合せ・協議の内容は、打合せ記録簿として受託者がとりまとめ、本町及び受託者が確認のうえ双方が保管するものとする。また、調査結果を報告書として取りまとめる。

(10) 策定懇話会の開催支援

本策定にあたり、地域の関係者等と合意形成を行うため、専門的知見を有する者を交えた会議の開催を行う。会議は3回を想定し、受託者は以下の業務を行う。

- ア 会議に必要な各種データの整理、資料作成
- イ 会議の運営支援など庶務事務、議事要旨の作成
(委員との連絡調整、会議出席者への謝礼支払など)
- ウ 会議開催に伴う諸経費(資料印刷費等)は全て委託費に含める。

(11) 報告書の作成

調査・検討内容のとりまとめに基づき、報告書として、町の取り組みを記載したパンフレット(概要版)(A3両面、中折)を作成する。

7 成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

(ア) 令和4年度業務

- ① 業務報告書2部
- ② 業務報告書概要版2部
- ③ その他関連資料1式
- ④ 上記データを格納した電子データ(CD-R)1部

(イ) 令和5年度業務

- ① 業務報告書2部

- ② 業務報告書概要版2部
 - ③ その他関連資料1式
 - ④ 上記データを格納した電子データ(CD-R)1部
- (2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権(以下「著作権等」という。)は、本町が保有するものとする。
 - (3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
 - (4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

8 その他

(1) 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

(2) 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約完了後も同様とする。

(3) 費用負担

本業務の執行等に伴う費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(4) 著作権等

本業務で新たに生じる著作物及び二次的著作物の権利については、利府町に帰属する。

(5) 参考資料の貸与

業務に必要な関係資料等を貸与されたときは、借用記録簿を備え、管理に十分留意するとともに、業務が完了したときは速やかに返却しなければならない。

(6) 参考文献の明記

受託者は、業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記する。

(7) 証明書の交付

必要な証明書等の交付申請は受託者が行い、費用は委託料に含むものとする。

(8) 協議

本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、利府町と協議を行うこと。